

## 団体信用生命保険におけるペアローン利用者を対象とした連生取扱いに伴う約款改定について

当社は、2024年7月1日より、団体信用生命保険普通保険約款等を改定し、住宅ローンにおけるペアローン利用者を対象として、夫婦等のいずれか一方に支払事由が生じた場合に両者の債務残高合計額を保障する連生取扱いを可能といたします。

本改定は、既にご契約をいただいている団体様に対しても適用されますので、下記のとおり内容をご案内します。今後とも変わらぬご愛顧を賜りますようお願い申し上げます。

(注) 実際に取り扱いを開始するにあたっては、個別の協議が必要となります。

### 1. 対応の趣旨

住宅ローンにおけるペアローンは、同一住宅の取得等に際して、夫婦や親子など2人以上の者がそれぞれローン契約を締結する借入方法です。このペアローンを利用する夫婦等がそれぞれ団体信用生命保険に加入した後、いずれか一方に支払事由が生じた場合、従来の取扱いでは、支払事由が生じた方の債務残高のみ保障されるため、残る一方においては、世帯生活費等の負担を抱えながら、自身の債務残高を返済していく必要があり、ペアローンの完済が困難となる懸念がありました。

そこで、昨今のペアローンの利用状況も踏まえ、住宅ローンをご利用の際に、安心してペアローンを選択いただけるよう、団体信用生命保険において、夫婦等のいずれか一方に不測の事態が生じた場合に両者の債務残高合計額を保障する連生取扱いを可能とするものです。

### 2. 改定対象約款

団体信用生命保険普通保険約款、団体信用生命保険3大疾病保障特約、団体信用生命保険身体障害保障特約、団体信用生命保険介護保障特約、団体信用生命保険高度障害保険金不担保特約、団体信用生命保険がん保障特約、団体信用生命保険リビング・ニーズ特約、団体信用生命保険障害特約、団体信用生命保険契約における電磁的方法による手続に関する特則

### 3. 約款改定内容

[別紙参照](#)

### 4. 効力発生時期

2024年7月1日

以上